

議第2号

高山市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について

高山市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

将来にわたって持続可能で安定的な行政経営を行うため改正しようとする。

高山市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

高山市行政改革推進委員会設置条例（平成6年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p><u>高山市行政改革推進委員会設置条例</u></p>	<p><u>高山市行政経営推進委員会設置条例</u></p>
<p>（設置）</p> <p>第1条 人口減少など社会経済情勢の変化に対応し、安定した市民サービスが提供できる持続可能なまちづくりに向け、効率的かつ効果的に行政を運営していくため、<u>高山市行政改革推進委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 人口減少など社会経済情勢の変化に対応し、安定した市民サービスが提供できる持続可能なまちづくりに向け、効率的かつ効果的に行政を運営していくため、<u>高山市行政経営推進委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p>
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、<u>行政改革大綱等高山市の行政改革の推進</u>に関する重要事項を調査審議する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、<u>行政経営方針等高山市の行政経営の推進</u>に関する重要事項を調査審議する。</p>

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の高山市行政経営推進委員会設置条例（以下「新条例」という。）の施行の際に、改正前の高山市行政改革推進委員会設置条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、新条例第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。

（高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年高山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員から固定資産評		高山市職	教育委員会委員から固定資産評		高山市職

価審査委員会委員までに係る部分 (略)		員の旅費に関する 条例(昭和37年 高山市条例第21 号。以下「旅費条 例」という。)に規 定する市長等の旅 費額に相当する額	価審査委員会委員までに係る部 分 (略)		員の旅費に関する 条例(昭和37年 高山市条例第21 号。以下「旅費条 例」という。)に規 定する市長等の旅 費額に相当する額
公務災害補償等認 定委員会委員～特 別職報酬等審議会 委員 (略)	日額 9,100円		公務災害補償等認 定委員会委員～特 別職報酬等審議会 委員 (略)	日額 9,100円	
<u>行政改革推進委員 会委員</u> 退職手当審査会委 員～水源地域保全 審議会委員 (略)			<u>行政経営推進委員 会委員</u> 退職手当審査会委 員～水源地域保全 審議会委員 (略)		
行政不服審査審理員の項・スポー ツ推進委員の項 (略)			行政不服審査審理員の項・スポー ツ推進委員の項 (略)		
鳥獣被害対策実施隊員(狩猟免許所持者)か ら臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱 託員及びこれらの者に準ずる者までに係る 部分 (略)			鳥獣被害対策実施隊員(狩猟免許所持者)か ら臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱 託員及びこれらの者に準ずる者までに係る 部分 (略)		